

令和 2 年 4 月 7 日

保護者 様

浅口市立鴨方中学校  
校 長 村下 徹

気象警報発令時の対応について（お願い）

陽春の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。  
平素より、本校教育につきまして多大なご支援をいただき誠にありがとうございます。  
さて、気象警報発令時対応につきましては、次のようにいたしますので、よろしく  
お願いいたします。

記

- 1 午前 7 時の時点で、浅口市に『気象警報』（大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪のいずれか）が発令されている場合は、『臨時休業日』とします。  
（警報が井笠地域に発令されている場合は、浅口市に発令されているかどうか確認してください。）
- 2 登校後、警報が発令された場合は、状況を見て下校させることがあります。
- 3 台風、大雨等の注意報が発令されている時は、特に、朝 7 時前後の気象情報（注意報か警報か）に注意してください。
- 4 原則として、警報が発令されても、警報が解除されても、学校からの連絡はいたしません。
- 5 警報が発令されていなくても、地区により出水や道路の破損、積雪などで通行不能やがけ崩れ、構造物等の倒壊等の危険が起こることがありますので、そのような場合には、保護者の状況判断で自宅待機させ学校へ連絡してください。
- 6 危険が予測される状況のもとで、そのことを知らずに登校している生徒を見かけた場合は、その生徒を安全な場所に留めて、家庭または学校に連絡してください。
- 7 災害等が発生したら、学校へご連絡ください。

学校給食につきましては、台風等の急接近を予想して、前日のうちに中止を決めている場合があります。当日、午前 7 時時点で警報が出ていない場合は、生徒たちは登校しますが、すでに給食中止が決定されていたら、午前中の授業になる場合もあります。